

特例補装具費の支給や修理についての取扱い

指針第2 具体的事項1(2) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入又は修理に要する費用を支給する必要が生じた場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

Q11 真にやむを得ない事情の考え方を教えてください。

A 補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められないものです。特例補装具における「真にやむを得ない」要件とは、その用具、機能がなければ日常生活、就学・就労が困難であるかどうか、その用具を使わないことで痛みや褥瘡、変形が発生するリスクが高いなど、医学的な問題が生じる可能性を踏まえて判断するとよいでしょう。

Q12 特例補装具を認めた場合、修理が必要な時はどのように対応したらよいでしょうか？

A 特例補装具の場合、修理基準が当てはまらないことも考えられます。真に必要性を認めて特例補装具として支給した以上、基準にないような修理についても必要性があると判断した場合は、特例での修理となります。

補装具の個数について

指針第2 具体的事項1(4) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができること。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

Q13 入浴用に2個目の短下肢装具を支給できるでしょうか？

- A 支給対象となる補装具は、職業または教育上特に必要と認められる場合を除いて、1種目につき1個です。入浴用の硬性短下肢装具の支給は、風呂場の設備や介護側の状況などを含めて具体的な入浴方法を検討し、2個目の短下肢装具の使用により入浴動作の自立度や安全性が明らかに向上するなどの効果が確認されれば、2個目を支給することも可能です。

Q14 健康管理を目的として、プール用の2個目の義足が認められるでしょうか？

- A 公費で支給する補装具でスポーツ用など運動時に使用するものが認められるのは、スポーツを行うことまたは教えることを職業（職業的活動を含む）としている者に限られます。プールに通うことで健康管理していることは理解できますが、プール専用のものを認めることは適当ではありません。

Q15 補装具の3個目の支給は可能でしょうか？

- A 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、「原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる」とされています。このことから3個目の支給は原則として考えられません。「3個目がなければならぬ」とする場合は、補装具費支給制度内における全体的な支給のバランスなども考慮し慎重に対応すべきと考えます。

修理基準に規定されない修理の取り扱い

指針第2 具体的事項1(6) 修理基準に規定されない修理の取り扱いについて

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること。

Q16 修理基準がなく、類似種目の修理部位でも当てはまりにくい場合はどうしたらよいでしょうか？

- A 指針では他の類似種目の修理部位等を参考とし、原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることになっています。修理に使用する材料の材質や工賃などを勘案して適正な価格で取り扱う必要があります。公平・公正に取り扱うためにも業者と相談の上、更生相談所として定額を設定するのも適切な対応方法と考えます。

差額自己負担の取扱い

指針第2 具体的事項1(7) 差額自己負担の取扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。

Q17 差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか？

- A 例えば車椅子が必要なことは確かですが、さらに車椅子のデザイン性を重視したために基準額を超えるものを希望することになった場合などがあげられます。
- この場合、当該種目の補装具の必要性が認められていることが大前提です。補装具自体の必要性が認められないにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額まで支給することはできません。

Q18 基準額との差額が生じるような体幹支持や下肢支持機能の付いた高額歩行器について、歩行器の基準額に体幹装具や長下肢装具の製作要素などの基準額を加算する算定は可能でしょうか？

- A 歩行器の基準額としては胸郭・骨盤支持の加算額までが認められています。さらに体幹装具分の加算や、新たに下肢装具の加算を行うことは適当ではありません。

Q19 カーボン樹脂、特殊なクッション材など基準にない特殊材料を下肢装具や足底装具、靴型装具などに使用する場合は差額自己負担になるのでしょうか？

- A 必要性がデザイン性や嗜好によるものではない場合は差額自己負担とするのは不適當です。医学的な見地からその特殊材料が必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことは可能です。

Q20 「あれば便利」と思われる機能を差額自己負担で付加することは可能でしょうか？

- A 車椅子を例にとると、使用頻度が少ないリクライニング機能や必要以上の高機能なクッション、自力でハンドブレーキが操作できる方のフットブレーキなど、医学的な見地からは「必要ない」と判断される機能を希望する場合には、その機能の分につき修理基準額の全額自己負担で対応するのが適当です。

介護保険による福祉用具貸与との適用関係

指針第2 具体的事項1(8) 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。

Q21 介護保険では貸与できない既製品の車椅子が必要な場合、補装具として支給が可能でしょうか？

A 利用する制度として介護保険が優先されるなか、介護保険では貸与できない高機能性、耐荷重性、サイズなどが申請者の必要性に合致する車椅子の場合は、既製品であっても補装具として認めることは可能です。

Q22 座位保持装置支持部だけを補装具として支給し、介護保険で貸与された車椅子（構造フレーム）に付けて使用することは可能でしょうか？

A 車椅子が個人の所有物であれば座位保持装置の一部を付加あるいは加工することも案としては考えられますが、補装具費の支給制度でレンタル製品への付加・加工は適当とは言えません。介護保険レンタルによる種々のクッションでは座位保持の対応が難しく、骨盤大腿支持部をモールド型で個別作製することが有効な場合には、構造フレームあるいは車椅子も含めた一体型の座位保持装置として支給することが適当です。

補装具意見書を作成する医師の要件 —— 指定自立支援医療機関の医師について ——

指針第 2 具体的事項 2 補装具費支給に係る事務処理について (1) ②身体障害児の補装具費支給

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができる場合は、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであること。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

さらに、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、①のイの様式に準じること。

Q23 身体障害児に係る補装具費支給意見書を作成する医師の要件である「指定自立支援医療機関の医師」の解釈について教えてください。

A 児童補装具の補装具費支給意見書を作成する医師の要件として取扱指針に示されている「指定自立支援医療機関の医師」とは、その医療機関において当該医療を主として担当する医師という意味であって、当該医療機関に勤務する医師であれば誰でも意見書を作成できる訳ではありません。ただし、これはあくまでも指針ですので、指定の医療機関で育成医療の種類に関する診療科に属する15条指定医の場合でも認めている自治体もあるようです。

2. 補装具費支給事務取扱要領および補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準 にみる疑義解釈

<種目別>

義肢

Q24 義足のライナーの取り扱いについて教えてください。

- A 完成用部品のライナーを使用した見積もりに、ソフトインサートのシリコーンが加算されていることがあります。ソフトインサートのシリコーンはオーダーメイドで製作したものであり、取扱要領 2 骨格構造義肢 (4) 製作要素価格に「シリコーンとは、F. R. P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。」と明記されています。よって、完成用部品のライナーを使用した場合は使用した部品のみを加算となります。一方、オーダーメイドでラミネートされた Silicone Suction Socket 状のライナーの場合はソフトインサートのシリコーンを加算するもので、完成用部品のライナーは加算できないものとなります。

Q25 骨格構造義足の完成用部品の交換加算(2,500円)について考え方を教えてください。

- A 骨格構造義足の完成用部品の交換において、品目ごとに 2,500 円の加算が認められるのは、交換に何らかの作業を要することが条件です。ただし、考え方として、修理基準の義肢—骨格構造義足であげられている修理項目に認められている価格を優先します。完成用部品の交換欄にある「ただし、ストックネット、吸着バルブ・・・」の加算対象外品目は、交換作業を要さないものか、ソケットの交換など他の修理項目に付随するものであることから 2,500 円の加算対象になっていないものです。

Q26 骨格構造義足修理基準に「外装の交換は、フォームカバーの交換をする場合に限ること」とありますが、フォームカバーを交換する場合、さらに完成用部品の交換加算(2,500円)を計上することは可能でしょうか？

- A フォームカバーの交換の場合、義足の名称に応じて 2 のオの外装の交換価格を計上し、使用した完成用部品であるフォームカバーの価格を加算します。外装の交換価格を優先して計上しますので使用部品ごとの 2,500 円加算を重複することはできません。

Q27 骨格構造義足修理基準の外装の交換のうち「フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,050円増しとすること」とありますが、さらに完成用部品の交換加算(2,500円)を計上することは可能でしょうか？

A 骨格構造義足では足部の外装交換項目がないため、フットカバー又はリアルソックスの交換として認められている1,050円の加算は、優先される外装の交換価格に代わるものであり、使用部品ごとの2,500円加算を重複することはできません。

Q28 高機能・高額な膝継手の希望者について判定の進め方を教えてください。

A これまで使用してきた膝継手の機能を十分使いこなしていることが最低の条件となります。その上で、日常生活や就労などで対応できない動作があることが確認できれば、より高機能・高額な膝継手を支給する余地があります。その際には、複数の膝継手のデモ機を用意して比較検討し、試用体験を経て慎重に判定することが望まれます。

Q29 立脚相・遊脚相の両方をコンピュータ制御する膝継手が完成用部品として認められましたが、どんな対象にどのような手順で判定すればよいのでしょうか？

A この膝継手の特徴は、立脚相・遊脚相の両方をコンピュータ制御し、歩行状況に関するセンサーからの情報をもとに膝継手の抵抗を制御してくれるため、使用者自身が随意制御を行う必要のないことです。また、瞬時の動きにもリアルタイムに反応します。厚労省が示す支給対象例として「優れた安定性を保持していることにより、既存の義足では歩行が困難な方の歩行を可能とする。また、公費支給の観点から、対象者は通常の膝継手では義足歩行が困難な方であって、就労を目的とする方が望ましい」とあります。また、「あくまで例示であり、支給の際はこれらを参考とし、この継手でなければならない理由を整理し、判断を行う必要がある」とも記載されています。

これらのことから、他の継手では義足歩行が困難で、かつ就労を目的としている場合やより高機能なものが必要な環境因子でそれに見合う仕事をする方を対象にいくつかの膝継手を試す必要があります。基準に認められたとはいえ高額な部品ですので、判定会議などで十分な検討をして慎重に判断することが求められます。また、必要に応じて装着訓練を勧めることも望ましいと考えます。